

職務内容書

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 理事長

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

当機構は、高年齢者及び障害者の雇用支援に関する業務を実施しており、理事長には、組織（本部及び54施設）の円滑な運営はもとより、事業が効果的・効率的に推進されるよう、役職員が一体となって、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが安心して意欲を持って働くことができる社会の実現に向けて、高齢者の雇用の確保及び障害者の職業的自立の推進を図るべく、高齢者、障害者、事業主等に対し総合的な支援を行うという使命の達成に向けて、強力な指導力を発揮することが求められる。

これに加え、国会で審議中の独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案が成立した場合には、同法律案に基づく雇用・能力開発機構所管の職業能力開発業務及び雇用促進住宅関係業務の当機構への移管に向けての具体的な準備、実施業務の的確な推進に取り組むことが必要である。

1. 機関名：独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構

（法人の業務概要）

高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的として、以下の業務を実施。

（1）高年齢者等の雇用支援に関する業務

- ① 定年引上げ等を支援するための給付金の支給
- ② 高年齢者等の雇用に伴う人事管理制度の見直し等、事業主に対する援助

（2）障害者の雇用支援に関する業務

- ① 障害者職業センターによる職業リハビリテーション（職業評価、職業指導、職業準備支援）の実施・技法開発
- ② 障害者職業能力開発校の運営
- ③ 障害者雇用納付金の徴収及び調整金・報奨金、助成金の支給
- ④ 障害者雇用に関する相談援助、障害者の技能競技大会（アビリンピック）の開催

（3）現在国会で審議中の独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案が成立した場合には、雇用・能力開発機構所管の職業能力開発業務及び雇用促進住宅関係業務の当機構への移管の準備、実施に係る業務

2. ポスト：理事長 1ポスト 1名

(任期：平成23年4月1日～平成23年9月30日)

※ 任期は4年であるが、前任理事長の残任期間となる。

(参考)

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

第21条 役員の任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法

第8条 理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

3. 職務内容

理事長は、当法人を代表し、本部、地域障害者職業センター等機構全体の運営に関し、次の業務を総理する。

特に、当法人理事長には、組織（本部及び54施設）の円滑な運営はもとより、事業が効果的・効率的に推進されるよう、役職員が一体となって、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが安心して意欲を持って働くことができる社会の実現に向け、高齢者の雇用の確保及び障害者の職業的自立の推進を図るべく、高齢者、障害者、事業主等に対し総合的な支援を行うという使命の達成に向けて、強力な指導力を発揮することが求められる。

なお、仮に任期中に独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案が成立した場合には、雇用・能力開発機構所管の職業能力開発業務及び雇用促進住宅関係業務の当機構への移管に向けての具体的準備、実施業務の的確な推進に取り組むことが求められることとなる。

（1）本部

当法人の本部においては、

- ・ 機構全体の組織及び運営に関する企画立案
- ・ 業務運営に係る総合調整
- ・ 主務大臣の定める中期目標を達成するための計画（中期計画）及び年度計画の策定
- ・ 予算及び決算、資産管理等の財務全般
- ・ 業務実績に係る評価
- ・ 高年齢者等の雇用支援に係る給付金の支給、事業主に対する援助の業務の企画運営
- ・ 障害者職業センターにおける職業リハビリテーション、障害者雇用納

付金制度、障害者雇用に関する調査・啓発等の業務の企画運営等を行うほか、職員の勤務条件の決定、職員団体への対応等を行う。

(2) 各施設

地域障害者職業センター【52所（うち支所5所）】においては、各都道府県における中核的な職業リハビリテーション機関として、障害者に対する職業評価・職業指導等、事業主に対する障害者の雇用管理に係る助言・指導、ジョブコーチ（職場適応援助者）に係る支援等を実施していることに加え、障害者雇用納付金制度や高齢者の雇用支援に係る第一線窓口としての業務を実施する予定であるほか、広域障害者職業センター【2所】の運営を行う。

4. 必要な資格・経験等

上記の職務を的確に実施するため、理事長には、以下の経験等が求められる。

- 原則として理事長の在任年齢である65歳を任期中に超えないこと。
- 役職員が一体となって、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが安心して意欲を持って働くことができる社会の実現に向け、高齢者の雇用の確保及び障害者の職業的自立の推進を図るべく、高齢者、障害者、事業主等に対し総合的な支援を行うという使命の達成に向けて、強力な指導力を有すると認められる者であること。
- 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等（以下「企業等」という。）において、大規模組織における上位の管理経験を有する者であり、若しくはこのような者と同等の能力を有することが期待できる者であり、事業の改革・改善、業務の効率化等に意欲をもって取り組むことができる能力を有すると認められること。
- 当機構に課せられた使命の達成に向けては、利用者との間での信頼関係の構築が不可欠であり、そのためにはすべての役職員におけるコンプライアンスの徹底が求められ、企業等における経験等に基づき、自らが先頭に立って役職員へのコンプライアンス意識の徹底を図り、利用者等からの信頼の確保を通じた当機構の使命達成に取り組むことができると認められる者であること。
- 高い公共性を有している法人であることから、中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、理事長在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有する者であること。
- 多様な人材を確保する観点から、行政実務経験、行政機関との調整力に

については、国家公務員経験者が有利となるため、考慮しない。

5. 勤務条件

- (1) 勤務形態：常勤
- (2) 勤務地：本部（東京都港区海岸 1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー 15 階）
※ 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案においては、政令で定めるスケジュールにより本部が千葉県に移転することとされている。
- (3) 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- (4) 給与：役員給与規程に基づき支給（本俸、地域手当、期末手当、勤勉手当及び通勤手当を支給）。
【参考：年収（21年度実績）約1,660万円】
- (5) 福利厚生：健康保険、厚生年金、厚生年金基金、健康診断（年1回）
- (6) 危機管理：地震災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合あり。
- (7) その他：当法人の規程等の定めるところによる。

6. 選考方法

- (1) 第一次審査
 - ・ 「履歴書」、「職務経歴書」及び「自己アピール文書」による書類審査
※ 結果の合否にかかわらず、全員に郵送にて通知。
- (2) 第二次審査
 - ・ 外部有識者による選考委員会による面接。
※ 詳細な日時及び場所は、第一次審査の合格通知にてお知らせする。
- (3) 最終選考
 - 外部有識者からなる選考委員会の審議を経て厚生労働大臣が任命。
- (4) その他
 - ① 審査の過程に関するご質問については、一切お答えできない（なお、選考の公平性・透明性の確保の観点から、任命後、速やかに、選考の経過及び理由について公表）。
 - ② 応募書類については、一切返却しない。
 - ③ 応募に係る費用は、全額応募者負担とする。

7. 応募方法

- (1) 応募書類

次の①及び②の書類を郵送により厚生労働省大臣官房人事課まで提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

① 履歴書・職務経歴書

- ・ 履歴書は、JIS 履歴書を使用し、氏名を自署の上、押印すること。
- ・ 履歴書の欄が足りない場合には、別紙（様式等任意）に記入し、貼付すること。
- ・ 履歴書には、3か月以内に撮影した上半身正面の写真を貼付すること。
- ・ 職務経歴書は、任意の様式により、職務経歴（「4. 必要な資格・経験等」に該当する経験等に係る記述を含む。）を記載すること。

② 自己アピール文書

「独立行政法人としての高齢者及び障害者に対する雇用支援について、課題をどのように認識し、何を行うべきか、理事長としていかなる貢献ができるか」について、“自らの経験・知識が業務の適正かつ効率的な運営にどのように活かせるか”も含め、A4・2枚以内で作成すること。

※ 応募書類は上記のとおりですが、今回の公募を何によって知ったか、任意様式により、又は下記のアンケート用紙を印刷・記入し、同封していただければ幸いです。

【アンケート用紙】

アンケート用紙が表示されますので、印刷して、該当部分にチェック等を記入して下さい。なお、当該アンケートの回答の有無は選考には一切関係がございません。

（2）送付先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 大臣官房人事課 電話 03-3595-2383（直通）

※ 封筒の表に「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長応募」と朱書すること。

（3）応募期限

平成23年2月2日（水）必着

8. 任命予定日

平成23年4月1日

9. 問合わせ先

厚生労働省 大臣官房人事課 電話 03-3595-2383（直通）

10. 欠格事項等

独立行政法人通則法の役員欠格条項に該当する場合は、理事長にはなることができない。

（役員の欠格条項）

第22条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第61条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。